



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

\*33 和歌山県営自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則 (商工観光労働総務課)..... 1

○ 告示

739 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)..... 2

740 " ( " )..... 2

741 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)..... 3

742 生活保護法による医療機関の指定 ( " )..... 3

743 " ( " )..... 3

744 生活保護法による指定医療機関の変更 ( " )..... 4

745 " ( " )..... 4

746 " ( " )..... 4

747 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)..... 4

748 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 ( " )..... 5

749 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 ( " )..... 5

750 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 ( " )..... 6

751 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 7

752 " ( " )..... 7

753 大規模小売店舗立地法による有田川町から聴取した意見の概要 ( " )..... 8

754 県営土地改良事業計画の決定 (農業農村整備課)..... 9

755 道路の区域変更 (道路保全課)..... 9

756 道路の供用開始 ( " )..... 9

757 道路の区域変更 ( " )..... 10

758 道路の供用開始 ( " )..... 10

759 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)..... 10

760 都市計画事業の認可 (都市政策課)..... 11

○ 公告

平成25年度県立高等看護学院の学生募集 (医務課)..... 12

平成25年度県立なぎ看護学校の学生募集 ( " )..... 18

## 規 則

### 和歌山県規則第33号

和歌山県営自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

和歌山県営自転車競走電話投票実施規則(昭和62年和歌山県規則第80号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「（応募者が外国人である場合は登録原票記載事項証明書又は外国人登録証の写し）」を削る。

第8条第3項中「係らず」を「かかわらず、」に改める。

第13条第1項第5号中「すべて」を「全て」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

電話投票取扱指定銀行一覧表

株式会社みずほ銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社りそな銀行 株式会社埼玉りそな銀行 株式会社ジャパンネット銀行 楽天銀行株式会社 株式会社青森銀行 株式会社みちのく銀行 株式会社七十七銀行 株式会社東邦銀行 株式会社群馬銀行 株式会社足利銀行 株式会社常陽銀行 株式会社千葉銀行 株式会社横浜銀行 株式会社北陸銀行 株式会社福井銀行 株式会社静岡銀行 スルガ銀行株式会社 株式会社大垣共立銀行 株式会社十六銀行 株式会社三重銀行 株式会社中国銀行 株式会社広島銀行 株式会社山口銀行 株式会社阿波銀行 株式会社百十四銀行 株式会社伊予銀行 株式会社四国銀行 株式会社福岡銀行 株式会社佐賀銀行 株式会社親和銀行 株式会社肥後銀行 株式会社大分銀行 株式会社北洋銀行 株式会社第三銀行 株式会社もみじ銀行 株式会社高知銀行 新潟縣信用組合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

告 示

和歌山県告示第739号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年8月6日まで縦覧に供する。

平成24年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年6月5日

2 名称

特定非営利活動法人きらめき紀の川

3 代表者の氏名

藤上和男

4 主たる事務所の所在地

和歌山市新在家163番地

5 定款に記載された目的

この法人は、紀の川の環境保全を図り、この豊かな川の恵みを未来永劫享受出来るよう、多様な連携による、共同事業を推進することを目的とし、紀の川流域住民の生活に寄与する。

和歌山県告示第740号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年8月6日まで縦覧に供する。

平成24年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成24年6月6日

## 2 名称

特定非営利活動法人わかやま環境ネットワーク

## 3 代表者の氏名

重栖隆

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山市毛見996-2

## 5 定款に記載された目的

この法人は、子どもを含む住民、NPO、事業者、公共団体、学校等、地域社会を構成する各主体（以下「各主体」という。）の相互理解を深めるとともに、地球温暖化など環境問題に対するこれら各主体の協働に係る取り組みを企画、推進し、持続可能な循環型地域社会の形成に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第741号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西病 13-5	財団法人白浜医療福祉財団白浜はまゆう病院	西牟婁郡白浜町1447	平成 24. 3. 31

## 和歌山県告示第742号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西病 15-24	公益財団法人白浜医療福祉財団白浜はまゆう病院	西牟婁郡白浜町1447	平成 24. 4. 1

## 和歌山県告示第743号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

御薬 24-24	しらい薬局	御坊市湯川町財部521-7	平成 24.6.1
-------------	-------	---------------	--------------

## 和歌山県告示第744号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年6月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
田薬 57-23	紀南ヘルシーデポ薬局田辺店	プライム薬局田辺店	田辺市新万23-14-2	平成 24.6.1

## 和歌山県告示第745号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年6月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
田薬 58-23	紀南ヘルシーデポ薬局三栖店	プライム薬局三栖店	田辺市下三栖1257-7	平成 24.6.1

## 和歌山県告示第746号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年6月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
西薬 30-23	紀南ヘルシーデポ薬局上富田店	プライム薬局上富田店	西牟婁郡上富田町岩田1774-1	平成 24.6.1

## 和歌山県告示第747号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年6月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者 番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	指 定 年 月 日	指 定 の 有効期間の 満了の日

30701087 60	社会福祉法人愛徳園	マリア苑	和歌山市今福3丁目5-4 1	通所介護	平成 24.4.1	平成 30.3.31
----------------	-----------	------	-------------------	------	--------------	---------------

## 和歌山県告示第748号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年6月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定期年月日	指定の有効期間の満了の日
30701087 37	社会福祉法人喜成会	喜成会ケアプランセンター「有本」	和歌山市有本127-1	居宅介護支援	平成 24.4.1	平成 30.3.31
30715005 02	株式会社フォレスト	ケアプランセンターFOREST（モリ）	有田市箕島696番地3	居宅介護支援	平成 24.4.1	平成 30.3.31
30716011 10	株式会社オリーブ	居宅介護支援事業所オリーブ	有田郡有田川町中野65番地	居宅介護支援	平成 24.4.1	平成 30.3.31
30723006 88	有限会社グッチメディカルサービス	グッチケア	新宮市蜂伏3番27号	居宅介護支援	平成 24.4.1	平成 30.3.31
30724009 75	株式会社すもも	ケアプランセンターすもも	西牟婁郡上富田町岩田1533-1 深見電器商会2階	居宅介護支援	平成 24.4.1	平成 30.3.31
30721008 15	有限会社亀甲	居宅介護支援事業所ふじの里	日高郡日高町大字荊木字町之坪115-1、116-1、117-1	居宅介護支援	平成 24.5.1	平成 30.4.30
30724010 23	株式会社明和	ケアプランサービスでいごの郷	西牟婁郡白浜町1729-2	居宅介護支援	平成 24.5.1	平成 30.4.30

## 和歌山県告示第749号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成24年6月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定期年月日	指定の有効期間の満了の日
30721007 57	社会福祉法人同仁会	特別養護老人ホームカルフル・ド・ルポ印南ヌーヴォ	日高郡印南町山口150番地1	介護予防通所介護	平成 24.4.1	平成 30.3.31
30711004 10	社会福祉法人清和福祉会	特別養護老人ホーム美里園	海草郡紀美野町安井6-1	介護予防短期入所生活介護	平成 24.4.1	平成 30.3.31
30721007 99	社会福祉法人敬愛会	特別養護老人ホーム白寿苑	日高郡日高川町船津1664番地	介護予防短期入所生活介護	平成 24.4.1	平成 30.3.31
30721008 07	社会福祉法人同仁会	特別養護老人ホームカルフル・ド・ルポ印南ヌーヴォ	日高郡印南町山口150番地1	介護予防短期入所生活介護	平成 24.4.1	平成 30.3.31

30725007 58	社会福祉法人串本福祉会	にしき園指定短期入所生活介護事業所	東牟婁郡串本町二色16 0番地	介護予防短期入所生活介護	平成 24.4.1	平成 30.3.31
----------------	-------------	-------------------	--------------------	--------------	--------------	---------------

## 和歌山県告示第750号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成24年6月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30701087 45	株式会社ライフワン	ヘルパーステーションあすも	和歌山市湊1820番地	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 24.4.1	平成 30.3.31
30710007 92	ワイズプランニング株式会社	ケアプラザ柚っ子	橋本市城山台三丁目29番地の21	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 24.4.1	平成 30.3.31
30717005 08	株式会社大樹	ヘルパーステーションぐりーん	紀の川市古和田487-1 エクセル21・101号	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 24.4.1	平成 30.3.31
30722011 26	株式会社一時	ライフパートナーひよこ	田辺市天神崎35-30 サンヴィレッジ202	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 24.4.1	平成 30.3.31
30623900 61	株式会社REPLUS	しんぐうりハビリ訪問看護ステーション	新宮市下田1丁目1番2号	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 24.4.1	平成 30.3.31
30701087 86	株式会社あかりホーム	デイサービスきずな	和歌山市中島6番地1	通所介護・介護予防通所介護	平成 24.4.1	平成 30.3.31
30701087 52	社会福祉法人寿敬会	デイサービスシオン	和歌山市栄谷884-4	通所介護・介護予防通所介護	平成 24.4.1	平成 30.3.31
30701087 94	ライフアクセス株式会社	クリエーションデイゆたか	和歌山市中島452-7 ユタカ創造ビル2F	通所介護・介護予防通所介護	平成 24.4.1	平成 30.3.31
30701087 78	株式会社SANWA	デイサービスフクシライフ和歌山	和歌山市大谷34-1	通所介護・介護予防通所介護	平成 24.4.1	平成 30.3.31
30716011 28	株式会社和通	ケアランド湯浅	有田郡湯浅町湯浅2384	通所介護・介護予防通所介護	平成 24.4.1	平成 30.3.31
30724010 07	株式会社ライフサポートゆにおん	デイサービスセンターなでしこ	西牟婁郡上富田町岡1	通所介護・介護予防通所介護	平成 24.4.1	平成 30.3.31
30724009 91	株式会社明和	デイサービスでいごの郷	西牟婁郡白浜町1729-2	通所介護・介護予防通所介護	平成 24.4.1	平成 30.3.31
30724009	株式会社なずな	デイサービスセンタ	西牟婁郡上富田町南紀	通所介護・介	平成	平成

83		一むろの家	の台59番49号	護予防通所介護	24. 4. 1	30. 3. 31
30716011 36	社会福祉法人耕寿会	ショートステイ平安のまち	有田郡湯浅町青木826-1	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成 24. 4. 1	平成 30. 3. 31
30701088 02	株式会社住福サービス	株式会社住福サービス	和歌山市杭ノ瀬70番地の8	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成 24. 4. 1	平成 30. 3. 31
30724010 15	株式会社明和	ヘルパーステーションでいごの郷	西牟婁郡白浜町1729-2	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 24. 5. 1	平成 30. 4. 30
30718002 82	株式会社SIN	ディサービスセンターひなたぼっこ	岩出市西国分34-1	通所介護・介護予防通所介護	平成 24. 5. 1	平成 30. 4. 30

**和歌山県告示第751号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成24年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
パワー和歌山インター店  
和歌山県和歌山市小豆島字院田53番地1 外
- 2 意見の概要  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課（和歌山市七番丁23番地）
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 平成24年6月22日から平成24年7月23日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第752号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見及び同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成24年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ニトリ紀三井寺店  
和歌山県和歌山市紀三井寺625番1号 外
- 2 意見の概要

## (1) 法第8条第1項に基づく意見

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守し、廃棄物の減量化及び再資源化に取り組み周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

イ 騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

なお、近隣からの騒音対策等の要望があれば、必要に応じて対策を講じてください。

ウ 廃棄物処理法、建設リサイクル法を遵守し工事を施工し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

エ 屋外広告物条例を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

## (2) 法第8条第2項に基づく意見

ア 計画店舗の隣接住居及び隣接マンションに居住する住民は、店舗が設置されることによって圧迫感を感じ、景観環境が著しく悪化することになります。設置者は、周辺住民との数回の話し合いの場での対応を全くとっておりません。日照等のより良い環境を確保することにより、健康的な生活を送れることを強く要望します。

イ 施工までのプロセスは全て整っており、設置者による住民へのパフォーマンスと感じざるをえない大規模小売店舗立地法に基づく説明会まで、住民は店舗が計画されていることについて知る術がないので、和歌山市は計画店舗の開発等の許可をする前に近隣住民に対し、店舗規模や施設の配置等を事前に告知していただきたい。我々いち市民として真面目に働いて義務を果たしてきた弱者の人権を軽んじ、切り捨てられようとしている現実を改善していただきたい。

ウ 他店においてはフェンスで囲み、開渠のままとしているにもかかわらず、計画店舗の敷地内水路については暗渠とし、来客や来客車両が自由に通行できるように許可された経緯を設置者に説明していただきたい。

## 3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課（和歌山市七番丁23番地）

## 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成24年6月22日から平成24年7月23日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第753号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により有田川町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成24年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）上新電機有田川店

和歌山県有田郡有田川町大字天満字東風垣内町289 他7筆

## 2 意見の概要

特になし

## 3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355-1）

有田川町商工観光課（有田郡有田川町大字中井原136-2）

## 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成24年6月22日から平成24年7月23日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第754号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業有田川地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成24年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成24年6月25日から平成24年7月23日まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項の県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、有田振興局地域振興部農地課、海南市まちづくり部建設課、有田市経済建設部建設課、湯浅町産業観光課、有田川町産業振興部産業課（金屋庁舎）

**和歌山県告示第755号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
日高郡日高川町大字熊野川字黒川846番1地先から同町大字熊野川字甲崎16番7地先まで	旧	6.40 ∟ 19.20	281.00	野々子橋 L=10.30 じゃぬけ橋 L=5.00
同上	新	6.40 ∟ 19.20	281.00	同 上
同上	新	10.25 ∟ 50.20	260.00	野々川橋 L=38.00 じゃぬけ橋 L=4.40

**和歌山県告示第756号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 日高郡日高川町大字熊野川字黒川846番1地先から同町大字熊野川字甲崎16番7地先まで

供用開始の期日 平成24年6月22日

**和歌山県告示第757号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 小豆島岩出線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市小豆島字堤添255番2地先から同市永穂字大西661番地先まで	旧	6.20 } 7.90	394.10	
同上	新	6.20 } 7.90	394.10	
同上	新	6.20 } 9.00	427.76	

**和歌山県告示第758号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 小豆島岩出線

供用開始の区間 和歌山市小豆島字堤添255番2地先から同市永穂字大西661番地先まで

供用開始の期日 平成24年6月22日

**和歌山県告示第759号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年6月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

## 2 土砂災害警戒区域の名称

石神（Ⅰ-1330）、西山小垣（Ⅰ-2299）、上芳養石神1（Ⅰ-4239）、上芳養西山小垣3（Ⅱ-5503）、上芳養西山小垣4（Ⅱ-5504）、上芳養西山小垣5（Ⅱ-5522）、上芳養石神2（Ⅱ-5532）、上芳養石神3（Ⅱ-5533）、上芳養石神4（Ⅱ-5534）、上芳養石神5（Ⅱ-5535）、上芳養石神6（Ⅱ-5536）、上芳養東山小垣1（Ⅱ-5537）、上芳養東山小垣2（Ⅱ-5538）、上芳養東山小垣3（Ⅱ-5539）、上芳養石神7（Ⅱ-5542）、上芳養小垣10（Ⅲ-3001）、上芳養小垣11（Ⅲ-3002）、上芳養石神8（Ⅲ-3003）、上芳養石神9（Ⅲ-3004）、上芳養石神11（Ⅲ-3006）、上芳養石神12（Ⅲ-3007）、上芳養小垣12（Ⅲ-3008）、上芳養小垣13（Ⅲ-3009）、秋津川檜尾10（Ⅲ-3057）、上芳養1（Ⅱ-60139）、上芳養2（Ⅱ-60140）、上芳養8（Ⅱ-60146）、上芳養9（Ⅱ-60147）、上芳養12（Ⅱ-60150）、上芳養13（Ⅱ-60151）、上芳養14（Ⅱ-60152）、上芳養15（Ⅱ-60153）、上芳養43（Ⅱ-60181）、上芳養45（Ⅱ-60183）、上芳養48（Ⅱ-60186）、上霞（Ⅰ-1335）、上芳養古屋谷1（Ⅰ-4215）、上芳養木道1（Ⅱ-5605）、上芳養木道2（Ⅱ-5606）、上芳養木道3（Ⅱ-5607）、上芳養冬木1（Ⅱ-5608）、上芳養冬木2（Ⅱ-5609）、上芳養冬木3（Ⅱ-5610）、上芳養冬木4（Ⅱ-5611）、上芳養冬木5（Ⅱ-5612）、上芳養冬木6（Ⅱ-5613）、上芳養皆平1（Ⅱ-5615）、上芳養皆平2（Ⅱ-5616）、上芳養皆平3（Ⅱ-5617）、上芳養皆平4（Ⅱ-5618）、上芳養東郷8（Ⅱ-5572）、上芳養東郷9（Ⅱ-5573）、上芳養皆平5（Ⅲ-3023）、上芳養皆平7（Ⅲ-3025）、上芳養古尾谷1（Ⅲ-3026）、上芳養古尾谷2（Ⅲ-3027）、上芳養古尾谷3（Ⅲ-3028）、上芳養古尾谷4（Ⅲ-3029）、上芳養古尾谷5（Ⅲ-3030）、上芳養木道4（Ⅲ-3031）、上芳養木道5（Ⅲ-3032）、上芳養18（Ⅱ-60156）、上芳養30（Ⅱ-60168）、上芳養32（Ⅱ-60170）、上芳養34（Ⅱ-60172）、上芳養35（Ⅱ-60173）、上芳養36（Ⅱ-60174）、上芳養37（Ⅱ-60175）、上芳養39（Ⅱ-60177）、上芳養42（Ⅱ-60180）、栗栖川30（Ⅱ-60138）、栗栖川31（Ⅰ-60139）、松本（Ⅰ-2067）、大居6（Ⅱ-60125）、大居9（Ⅱ-60128）、大居10（Ⅱ-60129）、大居12（Ⅱ-60131）、大居13（Ⅱ-60132）、大居14（Ⅱ-60133）

## 3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

## 4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第760号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年6月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 施行者の名称

白浜町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

白浜都市計画公園事業6・4・1号阪田公園

## 3 事業施行期間

自 平成24年6月22日

至 平成27年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

和歌山県西牟婁郡白浜町字阪田地内

(2) 使用の部分

なし

---

公 告

---

公 告

平成25年度和歌山県立高等看護学院看護学科一部、看護学科二部及び助産学科の学生を次のとおり募集する。

平成24年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

入学試験

1 看護学科一部推薦入試（全日制、看護師3年課程）

(1) 募集人員

25人程度

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格及び推薦要件

推薦入学に出願できる者は、次のいずれにも該当し、和歌山県内の高等学校長が推薦するものとする。

ア 平成25年3月和歌山県内の高等学校を卒業見込みの者

イ 生活態度が良好で、在学する高等学校における成績の評定平均値が3.8以上の者

ウ 合格した場合、本学院への入学を確約できる者

エ 卒業後、和歌山県内で看護職として医療に貢献する積極的な意志を有する者

(4) 入学願書受付期間

平成24年11月1日（木）から同月2日（金）までに郵送（書留郵便）により提出すること（締切日消印有効）。

(5) 出願手続

ア 推薦入学志願者は、次の書類を在学する高等学校の学校長に提出すること。

(ア) 入学願書（和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。）

(イ) 写真1枚

上半身、正面、無帽、名刺型（縦60mm×横40mm）で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄に貼付すること。

(ウ) 受験票送付用定形封筒（長形3号。120mm×235mm）1枚

受験者の宛先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手500円（書留料を含む。）を貼付すること。

(エ) 入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として、5,500円の和歌山県証紙（消印しないこと。）を貼付すること。

イ 高等学校長は、上記アの書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、次の書類を添えて封筒の表に「看護学科一部」と朱書の上、出願書類を一括し和歌山県立高等看護学院に郵送（書留郵便）により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

(ア) 調査書 文部科学省所定の様式により高等学校長が作成し、厳封したもの

(イ) 推薦書 和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用い、高等学校長が作成したもの

(6) 試験科目

小論文及び面接

(7) 試験日時及び試験会場

試験日時 平成24年11月12日（月）午前10時から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表

平成24年11月19日（月）に、推薦入学志願者の在学する高等学校の学校長宛に当該志願者の合否結果通知書を発送するとともに、合格者本人宛に合格通知書を発送する。

2 看護学科二部推薦入試（昼間定時制、看護師2年課程）

(1) 募集人員

10人程度

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格及び推薦要件

推薦入学に出願できる者は、次のいずれにも該当し、在学する准看護師養成所の長が推薦するものとする。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に該当する者で、准看護師の免許を平成25年3月31日までに取得見込みの者

イ 平成25年3月和歌山県内の准看護師養成所又は県内在住であって県外の准看護師養成所を卒業する見込みの者

ウ 生活態度が良好で、在学する准看護師養成所における前年度の成績の平均点が80点以上の者

エ 合格した場合、本学院への入学を確約できる者

オ 卒業後、和歌山県内で看護職として医療に貢献する積極的な意志を有する者

(4) 入学願書受付期間

平成24年8月1日（水）から同月2日（木）までに郵送（書留郵便）により提出すること（締切日消印有効）。

(5) 出願手続

ア 推薦入学志願者は、次の書類を在学する准看護師養成所の長に提出すること。

(ア) 入学願書（和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。）

(イ) 写真1枚

上半身、正面、無帽、名刺型（縦60mm×横40mm）で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄に貼付すること。

(ウ) 受験票送付用定形封筒（長形3号。120mm×235mm）1枚

受験者の宛先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手500円（書留料を含む。）を貼付すること。

(エ) 入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として、5,500円の和歌山県証紙（消印しないこと。）を貼付すること。

(オ) 住民票1通

上記（3）イの和歌山県在住であって県外の准看護師養成所を卒業する見込みの者は、提出すること。

イ 准看護師養成所の長は、上記アの書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、次の書類を添えて

封筒の表に「看護学科二部」と朱書の上、出願書類を一括し、和歌山県立高等看護学院に郵送（書留郵便）により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

(ア) 成績証明書 准看護師養成所の長が作成し、厳封したもの

(イ) 推薦書 和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用い、准看護師養成所の長が作成したもの

(ウ) 卒業見込証明書

(6) 試験科目

小論文及び面接

(7) 試験日時及び試験会場

試験日時 平成24年8月17日（金）午前10時20分から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表

平成24年8月21日（火）に、推薦入学志願者の在学する准看護師養成所の長宛に当該志願者の合否結果通知書を発送するとともに、合格者本人宛に合格通知書を発送する。

3 助産学科推薦入試

(1) 募集人員

5人程度

(2) 修業年限

1年

(3) 出願資格及び推薦要件

推薦入学に出願できる者は、次のいずれにも該当し、在学する看護師学校養成所の長が推薦するものとする。（女子に限る。）

ア 文部科学大臣又は厚生労働大臣の指定を受けた和歌山県内の看護師学校養成所を平成25年3月に卒業する見込みの者

イ 生活態度が良好で、在学する看護師学校養成所における成績が「優（80点以上）」が半数以上の者

ウ 合格した場合、本学院への入学を確約できる者

エ 卒業後、和歌山県内で助産業務に従事する意志を有する者

(4) 入学願書受付期間

平成24年8月1日（水）から同月2日（木）までに郵送（書留郵便）により提出すること（締切日消印有効）。

(5) 出願手続

ア 推薦入学志願者は、次の書類を在学する看護師学校養成所の長に提出すること。

(ア) 入学願書（和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。）

(イ) 写真1枚

上半身、正面、無帽、名刺型（縦60mm×横40mm）で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄に貼付すること。

(ウ) 受験票送付用定形封筒（長形3号。120mm×235mm）1枚

受験者の宛先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手500円（書留料を含む。）を貼付すること。

(エ) 入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として、5,500円の和歌山県証紙（消印しないこと。）を貼付すること。

イ 看護師学校養成所の長は、上記アの書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、次の書類を添えて封筒の表に「助産学科」と朱書の上、出願書類を一括し、和歌山県立高等看護学院に郵送（書留

郵便)により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

(ア) 成績証明書 看護師学校養成所の長が作成し、厳封したもの

(イ) 推薦書 和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用い、看護師学校養成所の長が作成したもの

(ウ) 卒業見込証明書

(6) 試験科目

小論文及び面接

(7) 試験日時及び試験会場

試験日時 平成24年8月17日（金）午前10時20分から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表

平成24年8月21日（火）に、推薦入学志願者の在学する看護師学校養成所の長宛に当該志願者の合否結果通知書を発送するとともに、合格者本人宛に合格通知書を発送する。

4 看護学科一部一般入試（全日制、看護師3年課程）

(1) 募集人員

50人（推薦入学の募集人員25人程度を含む。）

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格

ア 高等学校を卒業した者

イ 平成25年3月高等学校卒業見込みの者

ウ 学校教育法第90条第1項に該当する者

(4) 入学願書受付期間

平成24年12月3日（月）から同月10日（月）までに郵送（書留郵便）により提出すること（締切日消印有効）。

(5) 提出書類

次の提出書類を一括し、封筒の表に「看護学科一部」と朱書の上、和歌山県立高等看護学院に郵送（書留郵便）により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

ア 入学願書（和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。）

イ 写真1枚

上半身、正面、無帽、名刺型（縦60mm×横40mm）で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄に貼付すること。

ウ 卒業証明書等

(ア) 高等学校を卒業した者は、その卒業証明書

(イ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第5号に該当する者は、高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格証明書

(ウ) 高等専門学校（修業年限5年）を3年で修了した者は、その修了証明書

(エ) 上記以外の者で、学校教育法第90条第1項に該当する者にあつては、それを証明する書類

エ 調査書

文部科学省所定の様式により在学又は出身高等学校の学校長が作成し、厳封したもの（調査書を発行できない場合は、成績証明書とする。）

オ 受験票送付用定形封筒（長形3号。120mm×235mm）1枚

受験者の宛先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手500円（書留料を含む。）を貼付すること。

カ 入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として、5,500円の和歌山県証紙(消印しないこと。)を貼付すること。ただし、和歌山県外在住の者等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,500円の郵便為替(指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。)により納付することができる。この場合、入学願書に郵便為替を貼付しないこと。

(6) 試験科目

第1次試験(学科) 国語総合(古文及び漢文を除く。)、数学Ⅰ、生物Ⅰ及び英語Ⅰ

第2次試験(面接) 第1次試験合格者のみ

(7) 試験日時及び試験会場

第1次試験 平成25年1月17日(木)午前9時30分から午後2時50分まで

第2次試験 平成25年2月1日(金)午前9時30分から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表及び場所

第1次試験 平成25年1月25日(金)午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、本学院ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人宛第1次試験合格通知書を発送する。

第2次試験 平成25年2月7日(木)午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、本学院ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人宛合格通知書を発送する。

5 看護学科二部一般入試(昼間定時制、看護師2年課程)

(1) 募集人員

35人(推薦入学の募集人員10人程度を含む。)

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格

ア 高等学校を卒業し、准看護師の免許を取得した者又は平成25年3月31日までに取得見込みの者

イ 高等学校を平成25年3月卒業見込みの者で、准看護師の免許を取得したもの又は平成25年3月31日までに取得見込みのもの

ウ 学校教育法第90条第1項に該当する者で、准看護師の免許を取得したもの又は平成25年3月31日までに取得見込みのもの

エ 中学校を卒業した者で、准看護師免許を取得し、平成25年4月1日現在で看護業務に従事した期間が3年以上になる見込みのもの

(4) 入学願書受付期間

平成24年12月3日(月)から同月10日(月)までに郵送(書留郵便)により提出すること(締切日消印有効)。

(5) 提出書類

次の提出書類を一括し、封筒の表に「看護学科二部」と朱書の上、和歌山県立高等看護学院に郵送(書留郵便)により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

ア 入学願書(和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。)

イ 写真1枚

上半身、正面、無帽、名刺型(縦60mm×横40mm)で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄に貼付すること。

ウ 卒業証明書等

(ア) 高等学校を卒業した者は、その卒業証明書

(イ) 高等学校を卒業見込みの者は、その卒業見込証明書

(ウ) 学校教育法施行規則第150条第5号に該当する者は、高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格証明書

(エ) 高等専門学校（修業年限5年）を3年で修了した者は、その修了証明書

(オ) 上記以外の者で、学校教育法第90条第1項に該当する者にあつては、それを証明する書類

エ 調査書

准看護師養成所の卒業者又は卒業見込みの者は、当該養成所の長が作成し、厳封したもの  
高等学校の衛生看護科の卒業者又は卒業見込みの者は、当該学校長が作成し、厳封したもの

オ 准看護師免許証の写し

准看護師の免許を有する者は、その写しを提出すること。

カ 就業証明書（和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。）

上記（3）エに該当する者は、提出すること。

キ 受験票送付用定形封筒（長形3号。120mm×235mm）1枚

受験者の宛先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手500円（書留料を含む。）を貼付すること。

ク 入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として、5,500円の和歌山県証紙（消印しないこと。）を貼付すること。ただし、和歌山県外在住の者等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,500円の郵便為替（指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。）により納付することができる。この場合、入学願書に郵便為替を貼付しないこと。

(6) 試験科目

第1次試験（学科） 国語総合（古文及び漢文を除く。）、数学、英語、専門基礎科目及び専門科目

第2次試験（面接） 第1次試験合格者のみ

(7) 試験日時及び試験会場

第1次試験 平成25年1月17日（木）午前9時30分から午後3時20分まで

第2次試験 平成25年2月1日（金）午前9時30分から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表及び場所

第1次試験 平成25年1月25日（金）午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、本学院ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人宛第1次試験合格通知書を発送する。

第2次試験 平成25年2月7日（木）午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、本学院ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人宛合格通知書を発送する。

6 助産学科一般入試

(1) 募集人員

15人（推薦入学の募集人員5人程度を含む。）

(2) 修業年限

1年

(3) 出願資格

文部科学大臣若しくは厚生労働大臣の指定を受けた看護師学校養成所を卒業した者又はこれらを平成25年3月に卒業する見込みの者（女子に限る。）

(4) 入学願書受付期間

平成24年12月3日（月）から同月10日（月）までに郵送（書留郵便）により提出すること（締切日消印有効）。

## (5) 提出書類

次の提出書類を一括し、封筒の表に「助産学科」と朱書の上、和歌山県立高等看護学院に郵送（書留郵便）により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

ア 入学願書（和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。）

イ 写真1枚

上半身、正面、無帽、名刺型（縦60mm×横40mm）で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄に貼付すること。

ウ 受験資格証明書

看護師学校養成所の卒業証明書又は卒業見込証明書

エ 学業成績証明書

看護師学校養成所の長が作成し、厳封したもの

オ 受験票送付用定形封筒（長形3号。120mm×235mm）1枚

受験者の宛先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手500円（書留料を含む。）を貼付すること。

カ 入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として、5,500円の和歌山県証紙（消印しないこと。）を貼付すること。ただし、和歌山県外在住の者等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,500円の郵便為替（指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。）により納付することができる。この場合、入学願書に郵便為替を貼付しないこと。

## (6) 試験科目

第1次試験（学科） 基礎看護学、母性看護学及び小児看護学

第2次試験（小論文及び面接） 第1次試験合格者のみ

## (7) 試験日時及び試験会場

第1次試験 平成25年1月21日（月）午前9時30分から午後零時10分まで

第2次試験 平成25年2月1日（金）午前9時30分から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

## (8) 合格発表及び場所

第1次試験 平成25年1月25日（金）午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、本学院ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人宛第1次試験合格通知書を発送する。

第2次試験 平成25年2月7日（木）午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、本学院ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人宛合格通知書を発送する。

入学願書郵送先及びその他の問い合わせ先

和歌山県立高等看護学院

〒649-6604 和歌山県紀の川市西野山505-1

電話番号 (0736) 75-6280

その他

入学願書等を郵送で請求する時は、返信用切手200円を貼付した宛先明記の定形外封筒（角形2号。240mm×332mm）を同封すること。

---

**公 告**

平成25年度和歌山県立なぎ看護学校看護学科の学生を次のとおり募集する。

平成24年6月22日

## 入学試験

## 1 看護学科推薦入試 (全日制、看護師3年課程)

## (1) 募集人員

20人程度

## (2) 修業年限

3年

## (3) 出願資格及び推薦要件

推薦入学に出願できる者は、次のいずれにも該当し、高等学校長が推薦するものとする。

ア 平成25年3月高等学校卒業見込みの者

イ 生活態度が良好で、在学する高等学校における成績の評定平均値が3.6以上の者

ウ 合格した場合、本校への入学を確約できる者

エ 卒業後、看護職として医療に貢献する積極的な意志を有する者

## (4) 入学願書受付期間

平成24年11月1日 (木) から同月2日 (金) までに郵送 (書留郵便) により提出すること (締切日消印有効)。

## (5) 出願手続

ア 推薦入学志願者は、次の書類を在学する高等学校の学校長に提出すること。

(ア) 入学願書 (和歌山県立なぎ看護学校所定の用紙を用いること。)

(イ) 写真1枚

上半身、正面、無帽、名刺型 (縦70mm×横50mm) で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄に貼付すること。

(ウ) 受験票送付用定形封筒 (長形3号。120mm×235mm) 1枚

受験者の宛先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手770円 (書留速達料を含む。) を貼付すること。

(エ) 入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として、5,500円の和歌山県証紙 (消印しないこと。) を貼付すること。ただし、和歌山県外在住の者等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,500円の郵便為替 (指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。) により納付することもできる。この場合、入学願書に郵便為替を貼付しないこと。

イ 高等学校長は、上記アの書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、次の書類を添えて、出願書類を一括し和歌山県立なぎ看護学校に郵送 (書留郵便) により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

(ア) 調査書 文部科学省所定の様式により高等学校長が作成し、厳封したもの

(イ) 推薦書 和歌山県立なぎ看護学校所定の用紙を用い、高等学校長が作成したもの

## (6) 試験科目

数学 I、小論文及び面接

## (7) 試験日時及び試験会場

試験日時 平成24年11月15日 (木) 午前9時から午後3時まで

試験会場 和歌山県立なぎ看護学校

## (8) 合格発表

平成24年11月27日 (火) に、推薦入学志願者の在学する高等学校の学校長宛に当該志願者の合否結果通知書を発送するとともに、合格者本人宛に合格通知書を発送する。

## 2 看護学科一般入試 (全日制、看護師3年課程)

- (1) 募集人員  
40人 (推薦入学の募集人員20人程度を含む。)
- (2) 修業年限  
3年
- (3) 出願資格
  - ア 高等学校を卒業した者
  - イ 平成25年3月高等学校卒業見込みの者
  - ウ 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第90条第1項に該当する者
- (4) 入学願書受付期間  
平成24年12月5日 (水) から同月11日 (火) までに郵送 (書留郵便) により提出すること (締切日消印有効)。
- (5) 提出書類  
入学志願者は、次の提出書類を一括し、和歌山県立なぎ看護学校に郵送 (書留郵便) により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。
  - ア 入学願書 (和歌山県立なぎ看護学校所定の用紙を用いること。)
  - イ 写真1枚  
上半身、正面、無帽、名刺型 (縦70mm×横50mm) で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄に貼付すること。
  - ウ 卒業証明書等
    - (ア) 高等学校を卒業した者は、その卒業証明書
    - (イ) 学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号) 第150条第5号に該当する者は、高等学校卒業程度認定試験 (旧大学入学資格検定) 合格証明書
    - (ウ) 高等専門学校 (修業年限5年) を3年で修了した者は、その修了証明書
    - (エ) 上記以外の者で、学校教育法第90条第1項に該当する者にあつては、それを証明する書類
  - エ 調査書  
文部科学省所定の様式により在学又は出身の高等学校長が作成し、厳封したもの (調査書を発行できない場合は、成績証明書とする。)
  - オ 受験票送付用定形封筒 (長形3号。120mm×235mm) 1枚  
受験者の宛先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手770円 (書留速達料を含む。) を貼付すること。
  - カ 入学考査手数料  
入学願書に入学考査手数料として、5,500円の和歌山県証紙 (消印しないこと。) を貼付すること。ただし、和歌山県外在住の者等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,500円の郵便為替 (指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。) により納付することもできる。この場合、入学願書に郵便為替を貼付しないこと。
- (6) 試験科目
  - 第1次試験 (学科) 国語総合 (古文及び漢文を除く。)、数学 I、生物 I 及び英語 I
  - 第2次試験 (面接) 第1次試験合格者のみ
- (7) 試験日時及び試験会場
  - 第1次試験 平成25年1月17日 (木) 午前9時30分から午後2時50分まで
  - 第2次試験 平成25年2月7日 (木) 午前9時30分から
  - 試験会場 和歌山県立なぎ看護学校
- (8) 合格発表及び場所
  - 第1次試験 平成25年1月25日 (金) 午前9時30分

和歌山県立なぎ看護学校玄関前に掲示するとともに、本校ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人宛第1次試験合格通知書を発送する。

第2次試験 平成25年2月13日(水) 午前9時30分

和歌山県立なぎ看護学校玄関前に掲示するとともに、本校ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人宛合格通知書を発送する。

入学願書郵送先及びその他の問い合わせ先

和歌山県立なぎ看護学校

〒647-0072 和歌山県新宮市蜂伏20番39号

電話番号 (0735) 31-8797

その他

入学願書等を郵送で請求する時は、返信用切手140円を貼付した宛先明記の定形外封筒(角形2号。240mm×332mm)を同封すること。